

論文式試験問題集
[法律実務基礎科目 刑事]

[法律実務基礎 刑事]

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事例】

- 1 V（男性，37歳）は，令和5年2月12日，カメラ量販店で，大手メーカーであるC社製のデジタルカメラ（商品名「X」）を30万円で購入した。同デジタルカメラは，ヒット商品で飛ぶように売れていたため，販売店では在庫が不足気味であり，なかなか手に入りにくいものであった。
- 2 Vは，同月26日午後10時頃から，S県T市内のQマンション405号室のV方居室で，テーブルを囲んで友人のA（男性，40歳）とその友人の甲（男性，36歳）と共に酒を飲んだが，その際，上記「X」を同人らに見せた。Vは，その後同デジタルカメラを箱に戻して同室の机の引き出しにしまい，引き続きAや甲と酒を飲んだが，Vは途中で眠ってしまい，翌27日午前7時頃，Vが同所で目を覚ますと，既に甲もAも帰っていた。Vは，その後外出することなく同室内でテレビを見るなどしていたが，同日午後1時頃，机の引き出しにしまっていた同デジタルカメラを取り出そうとしたところ，これが収納していた箱ごと無くなっていることに気付いた。Vは，前夜V方で一緒に飲んだAや甲が何か知っているかもしれないと考え，Aに電話をして同デジタルカメラのことを聞いたが，Aは，「知らない。」と答えた。また，Vは，Aの友人である甲については連絡先を知らなかったため，Aに聞いたところ，Aは，「自分の方から甲に聞いておく。」と答えた。

VがV方の窓や玄関ドアを確認したところ，窓は施錠されていたが，玄関ドアは閉まっていたものの施錠はされていなかった。Vは，同デジタルカメラは何者かに盗まれたと判断し，同日午後3時頃，警察に盗難被害に遭った旨届け出た。

- 3 同日午後3時40分頃，通報を受けたL警察署の司法警察員Kら司法警察職員3名がV方に臨場し，Vは上記2の被害状況を司法警察員Kらに説明した。なお，司法警察員KがVに被害に遭ったデジタルカメラの製造番号を確認したところ，Vは保証書を保管しており「SV10008643番」であることが判明した。

司法警察員Kらは，引き続き同室の実況見分を行った。V方居室はQマンションの4階にあり，間取りは広さ約6畳のワンルームであり，テーブル，机及びベッドは全て一室に置かれていた。同室の窓はベランダに面した掃き出し窓一つのみであり，同窓にはこじ開けられたような形跡はなく，Vに確認したところ，Vは，「窓はふだんから施錠しており，昨日の夜も施錠していた。」と申し立てた。また，鑑識活動の結果，盗難に遭ったデジタルカメラをしまっていた机やその近くのテーブルから対照可能な指紋3個を採取した。

さらに，司法警察員KらがVと共にQマンションに設置されている防犯ビデオの画像を確認したところ，同月26日午後9時55分にV，甲及びAの3人が連れ立って同マンション内に入ってきた様子，同日午後11時50分にAが一人で同マンションか

ら出て行く様子、その後約5分遅れて甲が一人で同マンションから出て行く様子がそれぞれ撮影されていた。Aや甲が同マンションから出て行った際の所持品の有無については、画像が不鮮明なため判然としなかった。なお、甲が一人で同マンションを出て行って以降、同月27日午前7時20分まで、同マンションに人が出入りする状況は撮影されていなかった。また、同マンションの出入口は防犯ビデオが設置されているエントランス1か所のみであり、それ以外の場所からは出入りできない構造になっていた。

司法警察員Kは、同日、盗難に遭ったデジタルカメラの商品名を基に、L警察署管内の質屋やリサイクルショップ等に取り扱いの有無を照会した。また、司法警察員Kは、A及び甲の前歴を確認したところ、甲及びAには窃盗の前科前歴があることが判明した。

- 4 同年3月1日、L警察署に対し、T市内のリサイクルショップRから、「甲という男からC社の『X』1台の買取りを行った。」旨の回答があった。そこで、司法警察員KがリサイクルショップRに赴き、同店員Wから事情を聴取したところ、店員Wは、「一昨日の2月27日午前10時頃、甲が来店したので対応に当たった。甲の身元は自動車運転免許証で確認した。甲から『X』1台を箱付きで27万円で買い取った。甲には現金27万円と買取票の写しを渡した。」旨供述した。そのときの買取票を店員Wが呈示したため、司法警察員Kがこれを確認したところ、2月27日の日付、甲の氏名、製造番号SV10008643番の「X」1台を買い取った旨の記載があった。司法警察員Kは甲の写真を含む男性20名の写真を貼付した写真台帳を店員Wに示したところ、店員Wは甲の写真を選んで「その『X』を持ち込んできたのはこの男に間違いない。」と申し立てた。

司法警察員Kは、同店店長から、甲から買い取った「X」1台の任意提出を受け、L警察署に持ち帰って調べたところ、内蔵時計は正確な時刻を示していたが、撮影した画像のデータを保存するためのメモリーカードが同デジタルカメラには入っておらず、抜かれたままになっていた。

司法警察員Kは、同デジタルカメラを鑑識係員に渡して、指紋の採取を依頼し、同デジタルカメラの裏面から指紋1個を採取した。この指紋及び同年2月27日にV方から採取した指紋をV、A及び甲の指紋と照合したところ、同デジタルカメラから採取された指紋及びV方のテーブルから採取された指紋1個が甲の指紋と合致し、V方の机から採取された指紋1個がVの指紋と合致し、それ以外の指紋は甲、Vいずれの指紋とも合致しなかった。

- 5 司法警察員Kは、同年3月4日、AをL警察署に呼び出して事情を聞いたところ、Aは以下のとおり供述した。

- (1) Vは前にアルバイト先で知り合った友人で、月に1、2回は一緒に飲んだり遊んだりしている。甲は高校時代の同級生であり、2か月くらい前に偶然再会し、それ以降、毎週のように一緒に遊んでいる。甲とVは直接の面識はなかったが、先月の初め頃、自分が紹介して3人で一緒に飲んだことがあった。

(2) 今年の2月26日は、Vに誘われて甲と共にV方に行って3人で酒を飲んだ。その際、Vからデジタルカメラを見せられた記憶がある。しかし、Vが先に眠ってしまい、自分も終電があるので甲を誘って午後11時50分頃V方を出て帰った。その後、Vから「カメラが無くなった。」と聞かされたが、自分は知らない。甲にも聞いてみたが、甲も知らないと言っていた。ただ、思い返してみると、あの日帰るとき、甲が「たばこを一本吸ってから帰る。」というので、Vの部屋の前で甲と別れて一人で帰った。その後甲がいつ帰ったかは知らない。

6 その後、同日午前9時からL警察署内で行われた弁解録取手続及びその後の取調べにおいて、甲は以下のとおり供述した。

(1) 結婚歴はなく、T市内のアパートに単身一人で暮らしている。兄弟はおらず、隣町のU町に今年75歳になる母が住んでいる。高校卒業後、しばらくアルバイトで生活していたが、令和2年8月からZ社で正社員として働くようになり、今に至っている。仕事の内容は営業回りである。収入は手取りで月17万円くらいだが、借金が120万円ほどあり、月々3万円を返済に回しているので生活は苦しい。

(2) 今年の2月26日夜、AとV方に行った時にVからカメラを見せられた。そのカメラを盗んだと疑われているらしいが、私はそんなことはしていない。私はその日はAと一緒にVの部屋を出て帰ったから、Aに聞いてもらえれば自分が盗みをしていないことが分かるはずだ。

(3) 今まで警察に捕まったことは2回あり、最初は平成28年5月、友人方で友人の財布を盗み、そのことがばれて捕まったが、弁償し謝罪して被害届を取り下げてもらったので、処分は受けなかった。2回目は、令和3年2月に換金目的でゲーム機やDVDを万引き窃取して捕まり、同事件で同年4月に懲役1年、3年間執行猶予の有罪判決を受け、今は執行猶予期間中である。

7 司法警察員Kは、同年3月6日午前9時30分頃から再度甲の取調べを行ったところ、甲は以下のとおり供述した。

(1) Vのデジタルカメラは、自分は盗んでいない。

(2) 自分が今年の2月27日にリサイクルショップにデジタルカメラを持ち込んだが、それは、名前を言えない知り合いからもらった物だ。

(3) メモリーカードのことは知らない。

(4) 自分が疑われて不愉快だからこれ以上話したくない。

8 司法警察員Kは、同年3月6日午前11時頃、後記【被疑事実】で甲をS地方検察庁検察官に送致した。甲は、同日午後1時頃、検察官Pによる弁解録取手続において、「事件のことについては何も話すつもりはない。」と供述した。

9 ①検察官Pは、同日午後2時30分頃、S地方裁判所裁判官に対して、甲につき後記【被疑事実】で勾留請求した。S地方裁判所裁判官Jは、同日午後4時頃、甲に対する勾留質問を行ったところ、甲は被疑事実について「検察官に対して話したとおり、事件

のことについて話すつもりはない。」と供述した。

10 ②同年3月7日に甲に対する勾留が決定し、同日午後19時頃、弁護士Bは、甲と接見を行った。

【被疑事実】

被疑者は、令和5年2月26日午後11時55分頃、S県T市内所在のQマンション405号室V方において、同人が所有するデジタルカメラ1台（時価30万円相当）を窃取したものである。

【設問 1】

上記【事例】の事実を前提にして、下線部①に対し、本件勾留請求をした検察官 P は、「令和 5 年 2 月 27 日午前 10 時時点で、甲が被害品を所持していた事実」は、甲の犯人性を強く推認させると考えた。その思考過程を、具体的事実を指摘しつつ答えなさい。なお、V および W の供述については信用性があるものとしてよい。

【設問 2】

上記【事例】の事実を前提として、下線部①に対し、本件勾留請求を受けた裁判官 J は、甲を勾留すべきか。上記事例に即して論じなさい。なお、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」についての判断の思考過程については、その判断要素を踏まえ、具体的事実を指摘しつつ簡潔に答えなさい。

ただし、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由、勾留請求に係る時間的制限、逮捕前置の遵守及び先行する逮捕の適法性については論じる必要はない。

【設問 3】

下線部②の後、甲について身体拘束からの解放のため、弁護士 B の採りえる複数の手段について答えなさい。

【設問 4】

甲は公判請求されたが、上記事例とは異なり、甲を有罪とする決定的な証拠が発見されていなかったと仮定する。

弁護士 B が、被疑者甲から継続して被告人甲の辩护人となっていたところ、偶然、甲を有罪とする決定的な証拠を見つけてしまった。そこで甲にそのことを話すと「よく見つけましたね、先生。先に警察に見つからなくてよかった。それは見なかったことにして、引き続き無罪主張をお願いしますよ。」と言われた。

弁護士 B の立場になって、甲の無罪という主張を通すべきか、それとも A が犯人である旨主張すべきか答えなさい。

2023 年 6 月 11 日

担当：弁護士 佐竹勇祐